

福山市介護予防ケアマネジメント支援システム委託業務について、委託事業者を選定するため、企画提案者を募り、プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は、手続を行ってください。

2026年（令和8年）5月1日

福山市長 枝 広 直 幹



1 業務概要

(1) 業務名称

福山市介護予防ケアマネジメント支援システム委託業務

(2) 業務場所

福山市内

(3) 業務内容

別紙「福山市介護予防ケアマネジメント支援システム委託業務仕様書」のとおり

(4) 業務履行期間

契約締結の日から2027年（令和9年）3月31日（水）まで

2 委託費（見積限度額）

委託費の上限は16,552,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

参考見積書に記載された金額が当該業務の委託料（見積限度額）を超過する場合には、当該見積に基づく契約の締結は行わないものとする。

3 参加資格

参加する者の資格は、次に掲げる要件を全て満たす者としします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

(4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。

(5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

(6) 法人格を有する団体であること。

(7) 宗教又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第

2条第2号から第4号及び第6号に規定しない者であること。

- (9) 公告日から遡って過去5年以内に、自治体を委託先として「福山市介護予防ケアマネジメント支援システム委託業務仕様書」に定めるいずれかの業務を受託した実績を有すること。

4 評価基準・評価項目

評価基準・評価項目については別紙参照。

なお、評価の結果、合計点が60点未満の者の提案は不採用とする。

5 受注候補

福山市介護予防ケアマネジメント支援システム委託業務選定委員会（以下「評価委員会」という。）における評価が最も高いものを市長が本業務の受注候補者として特定します。

6 参加申込の手続等

(1) 担当課

福山市保健福祉局長寿社会応援部高齢者支援課

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（本庁舎3階）

電話：084-928-1189（直通）

FAX：084-928-7811

E-mail：koureisha-shien@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選定スケジュール

項目	日程
公告	5月1日（金）
実施要領等の配付期間	5月1日（金）～5月25日（月）
質問書の受付期間	5月1日（金）～5月19日（火）
質問書に対する回答期限・回答方法	5月20日（水） 市ホームページに掲載します。
参加申込書の受付期間	5月1日（金）～5月25日（月）
企画提案書の提出者の選定通知	5月26日（火）
企画提案書の受付期間	5月27日（水）～6月9日（火）
企画提案書の選定通知	6月12日（水）

注記1 提出物はすべて高齢者支援課への持参又は郵送により受け付けます。持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条に規定する市の休日）を除く午前8時30分から午後5時まで。郵送の場合は5月25日（月）午後5時必着です。

注記2 提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とします。

注記3 各審査結果の通知は郵送で行います。

(3) 実施要領等の配付

6(1)に同じ

※ 福山市ホームページからもダウンロードできます。

(<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/koreisha/>)

- (4) 参加申込書又は企画提案書の提出者が1者のみ又はない場合の取扱い
- ア 参加申込書又は企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めます。
  - イ 参加申込書又は企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、参加資格を確定し参加資格を有する場合は、評価委員会において受注候補者としての適否を審査します。
- (5) 評価点が同点になった場合の取扱い
- 評価委員会による評価の結果、同点になった場合は、見積書の金額の低い者を受注候補者に決定します。

## 7 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとします。
- (2) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとします。

## 8 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 2の委託費（又は見積限度額）を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領（募集要項）の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合 等

## 9 その他

詳細は、福山市介護予防ケアマネジメント支援システム委託業務プロポーザル実施要領に定めるところによる。

